

令和7年6月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

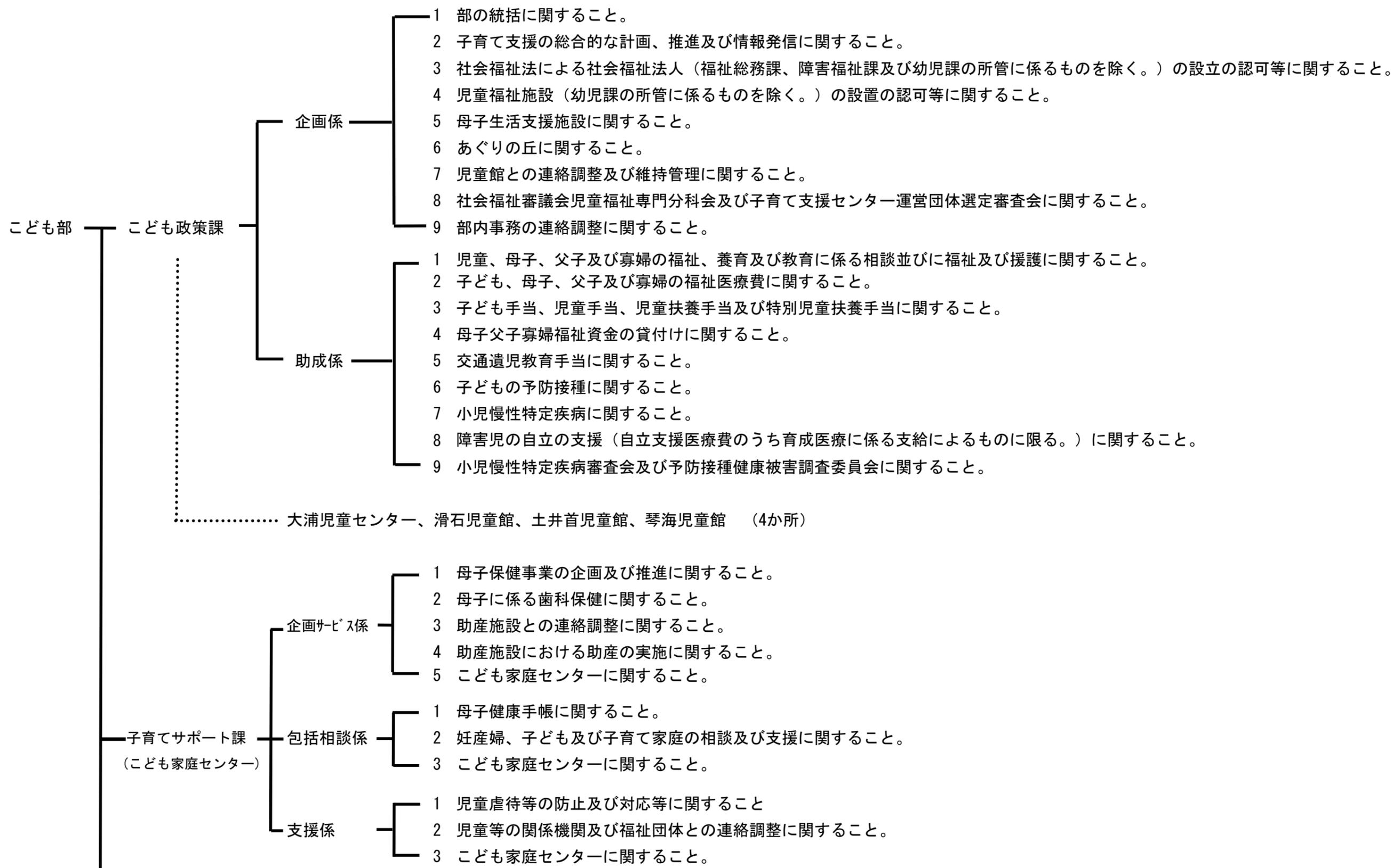
目次

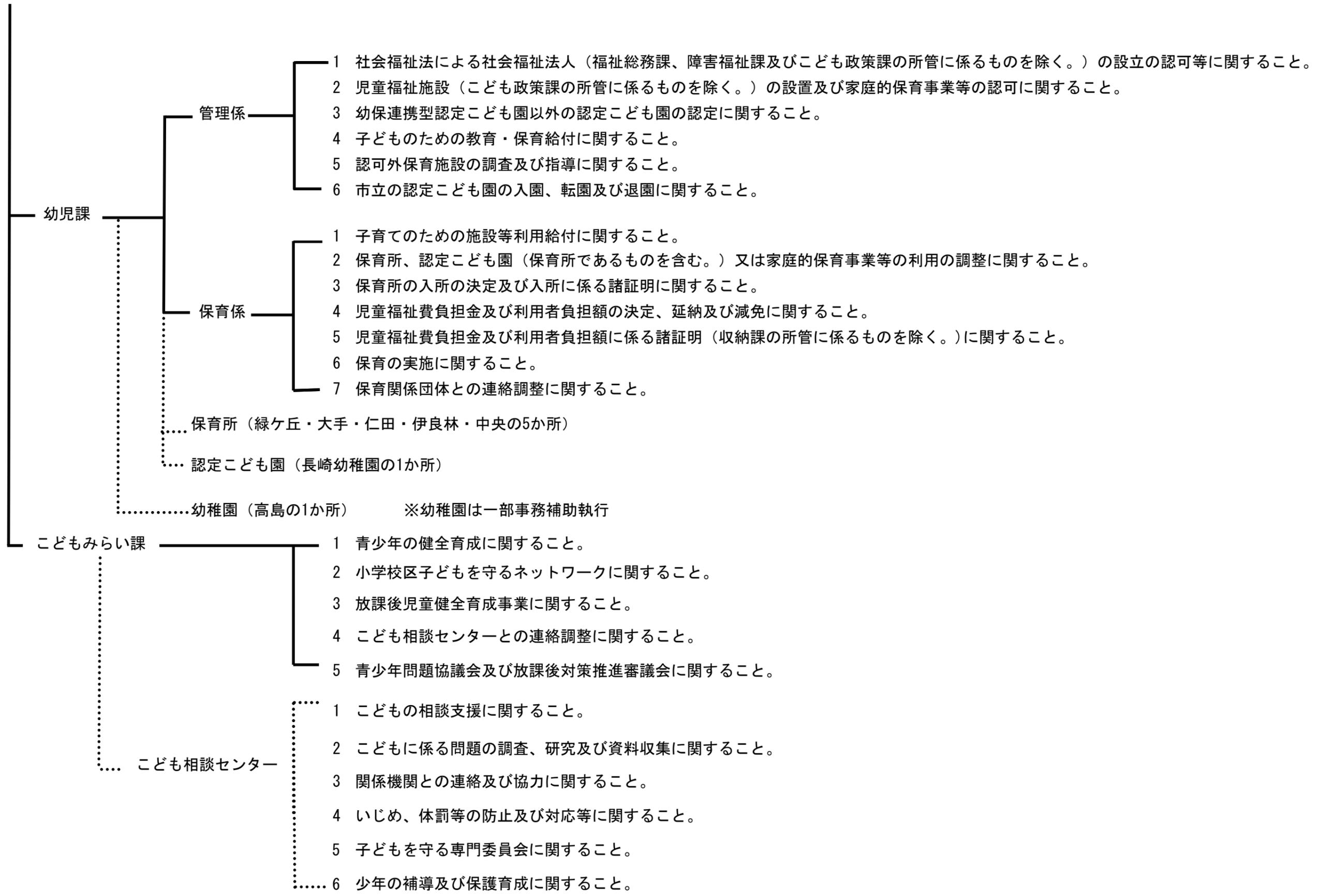
- 1 こども部機構及び事務分掌 P 2～ 3
- 2 こども部補職者名簿及び職員数 P 4～ 5
- 3 こどもを取り巻く基礎数値について P 6～10
- 4 令和7年度こども部所属別事業一覧 P11～24
- 5 基本構想・基本計画等作成調 別冊
- 6 令和6年度指定管理者制度の状況について 別冊

こども部

令和7年6月

1 こども部機構及び事務分掌（令和7年6月1日現在）





2 こども部補職者名簿及び職員数（令和7年6月1日現在）

正規職員総数 132人

※（ ）内の数字は正規職員数

★ 【部長】 山 本 勉 内線番号 2700

★ 【こども政策課】 (21人) 829-1278 (直通)

課長 中 辻 雅 夫 内線番号 2990

課長補佐 井 本 洋 行 内線番号 2991

企画係長 (8) 内 田 健 一 内線番号 2991

助成係長 (11) 西 村 直 美 内線番号 3081

★ 【子育てサポート課】 (25人) 829-1255 (直通)

次長 中 嶋 有 美 子 内線番号 3040

課長 寺 田 智 子 内線番号 3030

主幹 池 山 加 奈 恵 内線番号 3041

企画サービス係長 (7) 大 野 剛 内線番号 3021

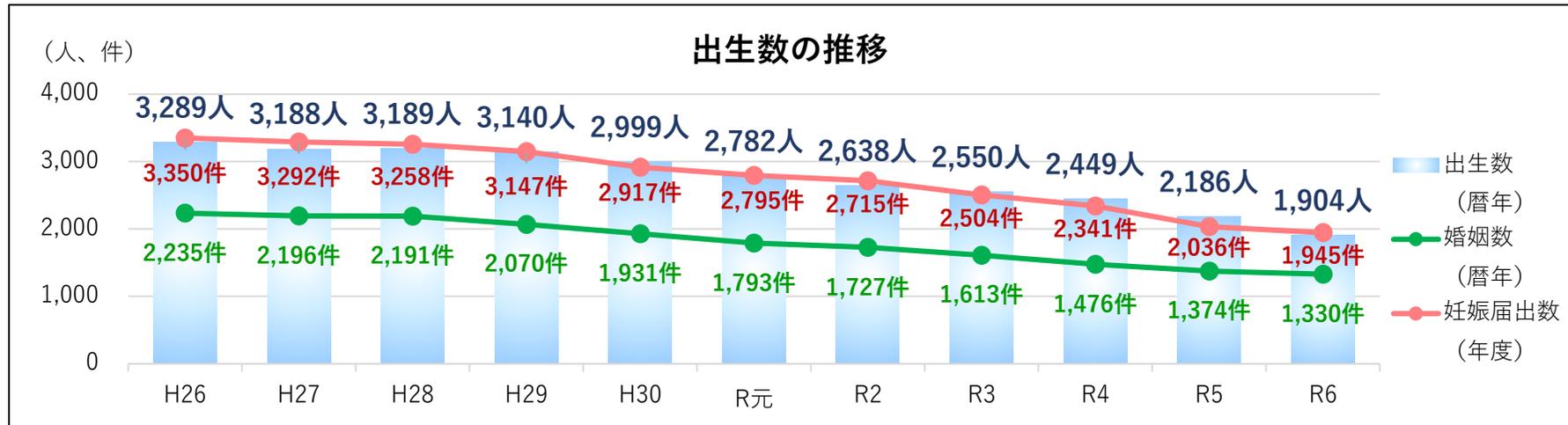
包括相談係長 (5) 高 橋 理 恵 子 内線番号 3031

支援係長 (10) 山 城 美 由 紀 内線番号 3051

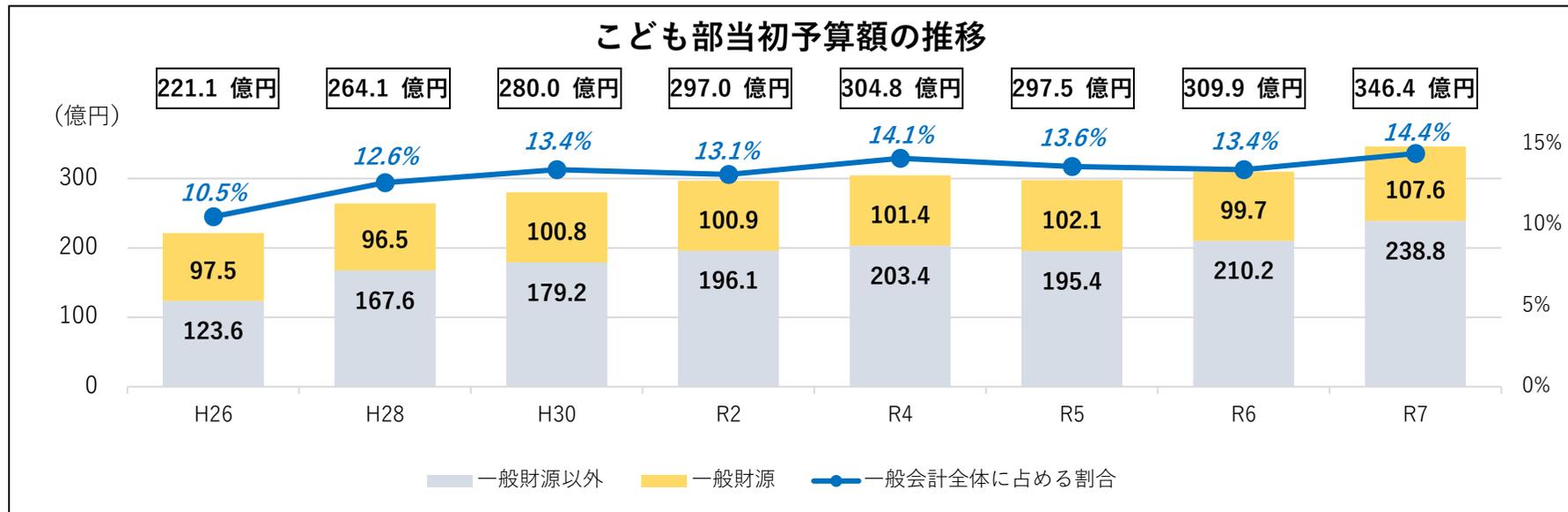
★ 【幼児課】	(72人)		829-1142 (直通)
課長		中 野 尚 志	内線番号 3130
主幹		宅 島 佳 也 子	内線番号 3121
課長補佐		迫 頭 智 宏	内線番号 3131
管理係長	(10)	濱 寛 史	内線番号 3131
保育係長	(11)	大 出 啓 太 郎	内線番号 3122
保育所	(38)		
緑ヶ丘保育所長		牧 島 澄 子	822-9351 (直通)
大手保育所長		樋 口 真 由 美	845-0650 (直通)
仁田保育所長		秋 田 文 月	822-7045 (直通)
伊良林保育所長		吉 田 知 世	823-3366 (直通)
中央保育所長		安 井 彰 子	821-6736 (直通)
認定こども園	(10)		
長崎幼稚園長		吉 岡 慶 子	824-9966 (直通)
★ 【こどもみらい課】	(13人)		825-1949 (直通)
課長		久 保 大 輔	内線番号 3060
教育管理官兼			
こども相談センター所長		川 口 邦 春	内線番号 3072
係長兼			
こども相談センター係長	(11)	平 尾 和 也	内線番号 3062

3 こどもを取り巻く基礎数値について

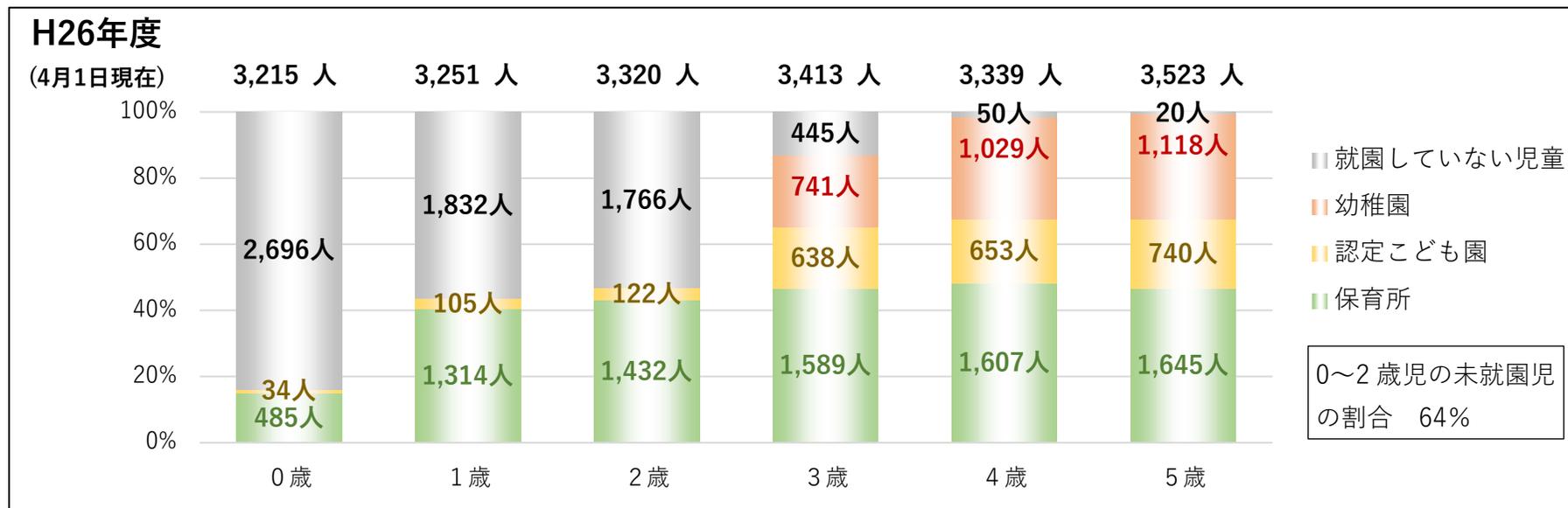
(1) 出生数とこども部予算額の推移



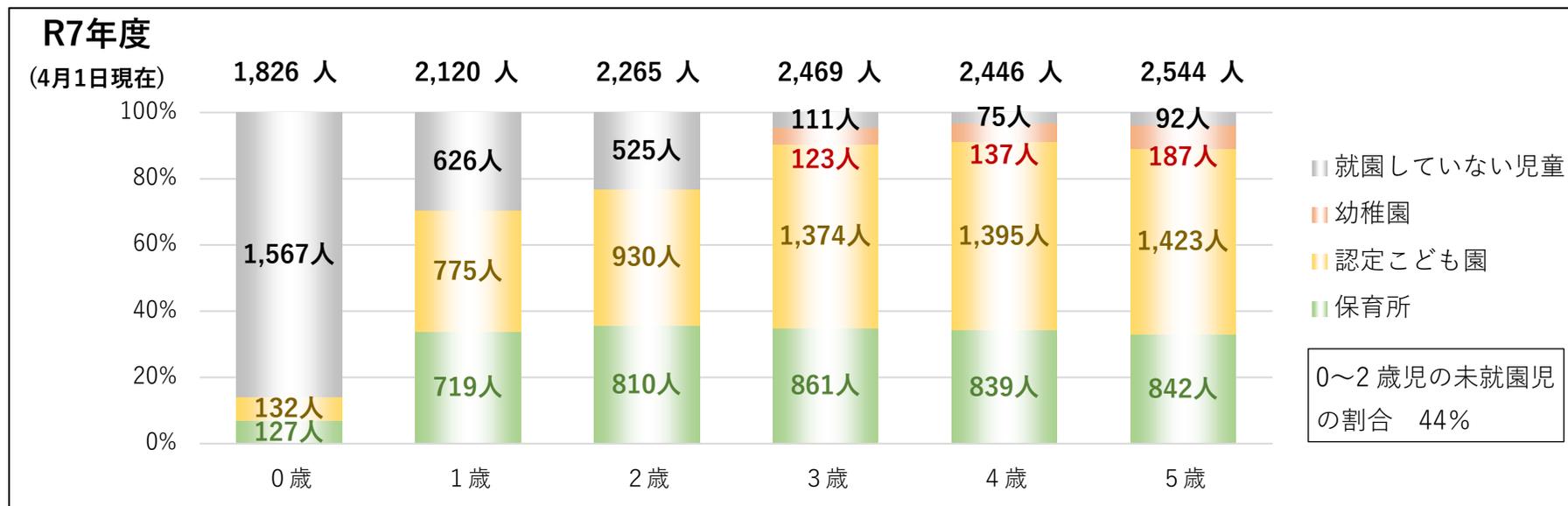
※出生数、婚姻数及び妊娠届出数は届出地による集計



(2) 未就学児童の保育施設利用状況



※保育所には小規模保育事業所の利用者数を含む



(3) 保育所等の待機児童数について

ア 国待機児童・総待機児童の各人数

(ア) 国待機児童（※1）0人

令和元年度以降、各4月1日時点でいずれも0人

(イ) 総待機児童（※2）74人

（各年度4月1日時点）

待 機 理 由	R5	R6	R7
① 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	72	109	74

※1 国待機児童：国の保育所等利用待機児童数調査要領に基づいて算出した待機児童

※2 総待機児童：①の理由で入所できていない待機児童

イ 国待機児童が「0」となった理由

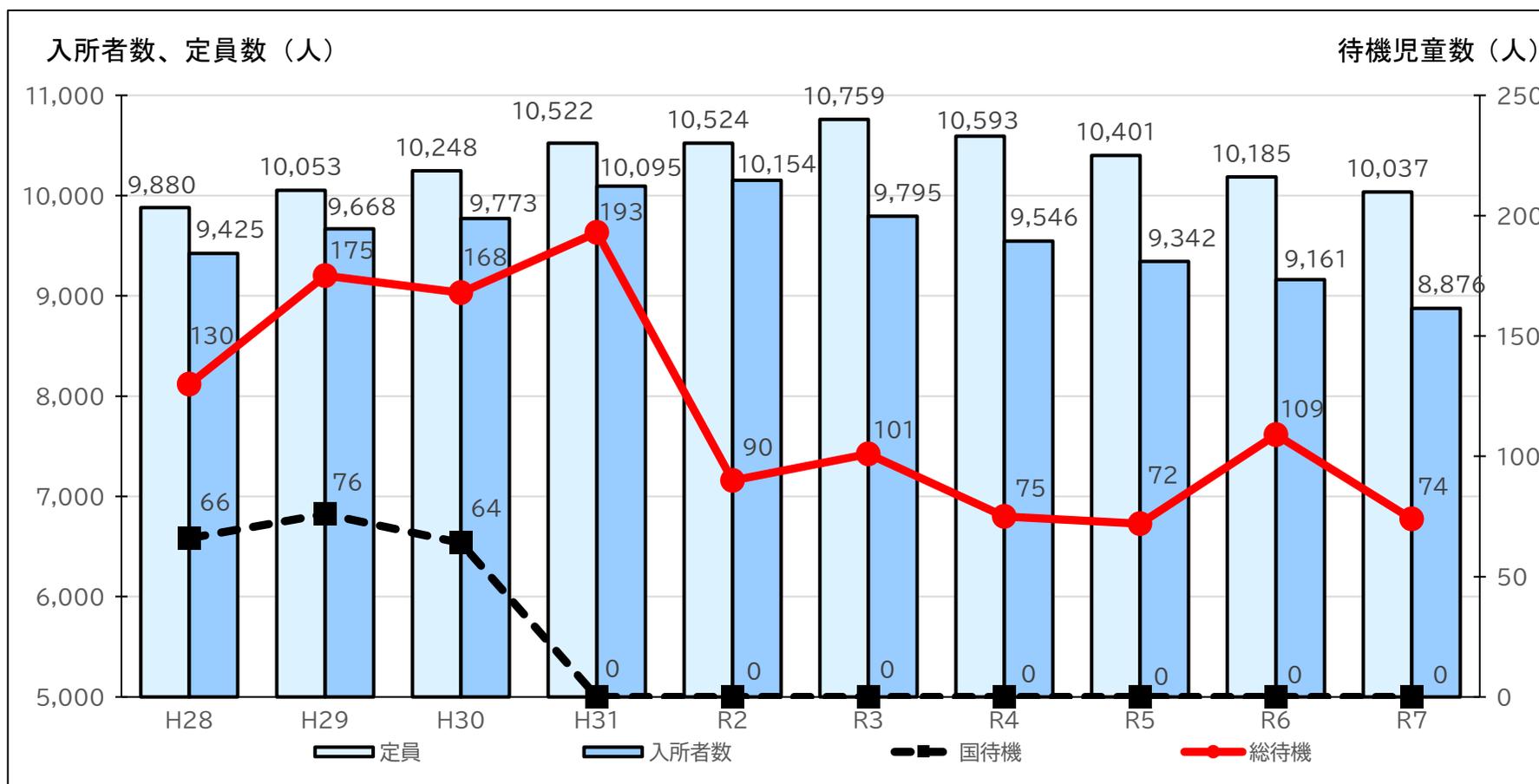
令和7年4月入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、96人が待機児童となったが、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供を行った結果、国待機児童が0人、総待機児童が74人となった。（各年度4月1日時点）

待 機 理 由	R5	R6	R7
① 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	72	109	74
② 他の入所可能な施設を紹介し、入所が決定	27	12	17
③ 申請を取り下げた（幼稚園入園、転出等）	12	8	5
合 計	111	129	96

ウ 保育所等の入所者数、定員数、待機児童数の推移

(単位：人、各年度4月1日時点)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
定員数	9,880	10,053	10,248	10,522	10,524	10,759	10,593	10,401	10,185	10,037
入所者数	9,425	9,668	9,773	10,095	10,154	9,795	9,546	9,342	9,161	8,876
入所率	95.4%	96.2%	95.4%	95.9%	96.5%	91.0%	90.1%	89.8%	89.9%	88.4%
国待機	66	76	64	0	0	0	0	0	0	0
総待機	130	175	168	193	90	101	75	72	109	74



(4) 放課後児童クラブの登録児童数等について

◎小学校の児童数は、年々減少傾向にあるものの、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にある。

◎令和元年度以降、待機児童数は0人。

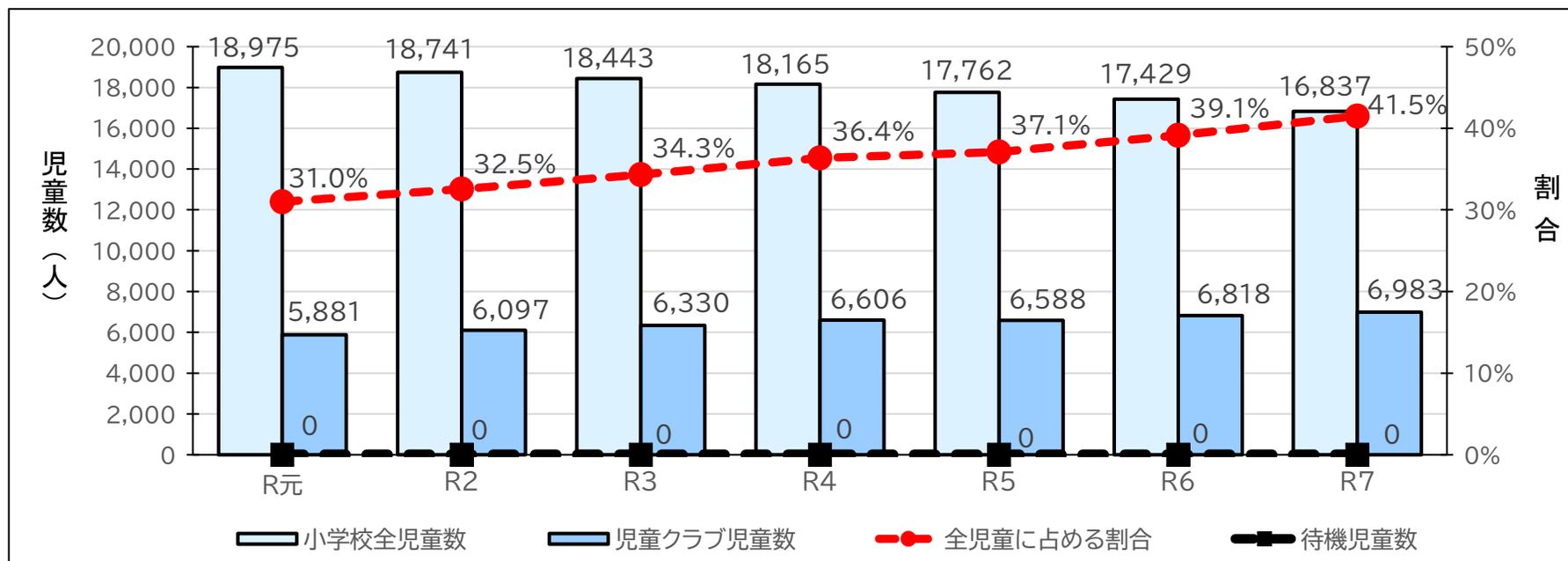
放課後児童クラブ登録児童数等の推移

(単位：人、各年度5月1日現在)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校全児童数	18,975	18,741	18,443	18,165	17,762	17,429	16,837
児童クラブ登録児童数	5,881	6,097	6,330	6,606	6,588	6,818	6,983
全児童に占める割合	31.0%	32.5%	34.3%	36.4%	37.1%	39.1%	41.5%
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0

※令和7年度の「児童クラブ登録児童数」は、国の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査（7月実施予定）」前の事前調査による速報値（令和7年5月時点）

※「待機児童数」は、国の実施状況調査要領に基づいて算出



4 令和7年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
3款1項1目 社会福祉総務費				
1		社会福祉審議会費 (児童福祉専門分科会)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、児童福祉に関する子育て支援策など、重要事項を調査・審議する。	523
3款2項1目 児童福祉総務費				
2		子育て応援情報発信費	子育て中の家庭（これから子育てを始める家庭も含めて）が必要としている情報を、子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネットや紙媒体を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行う。 ・子育て応援情報サイト「イーカオ」の運用 ・イーカオサポーター制度の運用 ・子育てInstagram「イーカオぐらむ」の運用	497
3		子ども食堂開設応援費	子ども食堂の運営を熟知した者（子ども食堂開設応援アドバイザー）を派遣し、子ども食堂の開設を検討している個人・団体からの相談に応じ、助言、情報提供等を行うことにより、開設を支援する。	70
4		こども医療対策費	高校生世代までのこども（18歳に達する年の年度末まで）を対象に、その保護者に対して、こどもの保険診療費の一部負担金から1医療機関につき1日上限800円、ひと月上限1,600円を差し引いた額を助成する。 ・乳幼児、小学生、中学生 → 現物給付 ・高校生世代 → 償還払	1,268,959
5		交通遺児援助費	交通事故により、父または母が死亡した遺児を監護する者に、教育手当、見舞金及び入学・卒業祝金を支給する。	266
6		児童福祉システム運営費	児童手当、児童扶養手当及び福祉医療の3業務に対応する児童福祉システムの安定稼働に必要となる保守委託、賃貸借等を行う。	40,890
7		児童福祉システム整備費	児童手当、児童扶養手当及び福祉医療の3業務に対応する児童福祉システムにおいて、地方公共団体情報システムの標準化及びマイナンバー制度（番号法）への対応を行い、業務の効率化及び手続きの簡素化を図る。	176,570
8		子育て支援センター運営費	概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。 ・週6日型（10時～16時 6時間開所） 14か所 ・週3日型（10時～15時 5時間開所） 3か所	114,509

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
9		発達支援特化型子育て支援センター運営費	概ね小学校低学年までの発達障害児又は発達が気になる児童とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。 ・1か所設置 週6日、10時～16時 6時間開所	14,178
10		児童センター・児童館運営費	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設を運営する。 ・大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館の4か所	40,005
11		あぐりの丘運営費	子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資することを目的として設置する「あぐりの丘」について、指定管理者による管理運営を行う。 ・指定期間 令和4年10月28日～令和10年3月31日 ・指定管理委託料 837,419千円（令和4年度～令和9年度）	153,079
12		軽中度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児の補聴器購入において、新規又は耐用年数(5年)が経過した補聴器の購入費を補助する。	965
13		児童福祉総務費事務費	こども政策課の業務に係る費用。	1,265
3款2項2目 児童措置費				
14		児童手当費	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給する。 ・3歳未満 15,000円/月 ・3歳～高校生まで 10,000円/月 ・第3子以降 30,000円/月	8,633,791
3款2項3目 ひとり親家庭福祉費				
15		ひとり親家庭等相談支援費	ひとり親家庭等の生活相談等に応じ、その自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図るとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の納入を指導する。 ・母子・父子自立支援員 2人配置 ・償還推進員 1人配置	13,016

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
16		ひとり親家庭自立支援助成費	<p>ひとり親家庭の親が教育訓練を受講し、または資格取得のために養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給する。</p> <p>・対象者 20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父（支給要件あり）</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座、特定一般教育訓練給付の指定講座等又は専門実践教育訓練給付の指定講座等（専門資格の所得を目指すものに限る。）の受講費用の60%を支給（上限額あり）</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金 資格取得のため養成機関で修業する場合に支給 ・市民税非課税世帯 100,000円/月（最終の1年 140,000円/月） ・市民税課税世帯 70,500円/月（最終の1年 110,500円/月）</p> <p>(3) 高等職業訓練修了支援給付金 ・市民税非課税世帯 50,000円 ・市民税課税世帯 25,000円</p>	54,249
17		ひとり親家庭等自立促進センター費	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援のために、一貫した就労支援サービスを提供するとともに、専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、ひとり親等への総合的支援を行うことを目的とした「ひとり親家庭等自立促進センター事業」を長崎県と共同して実施する。</p>	4,908
18		ひとり親家庭養育費確保支援事業費	<p>ひとり親家庭における養育費の取決めに促すとともに、養育費の取決めの継続した履行を確保するため、公正証書等の作成及び養育費保証契約の締結に係る費用を補助する。</p> <p>(1) 公正証書等の作成に係る補助金 養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用を補助（上限5万円）</p> <p>(2) 養育費保証契約の締結に係る補助金 養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する本人負担費用(保証料)を補助（上限5万円）</p>	1,150
19		児童扶養手当費	<p>ひとり親家庭等で父若しくは母と生計を同じくしていない児童又は父若しくは母が一定の障害状態にある児童を監護する父、母若しくは養育者に支給する。</p> <p>・対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。一定の障害を有する児童は、20歳未満まで。</p> <p>・支給額 第1子 46,690円/月 ※所得制限による一部停止の場合 46,680円/月～11,010円/月 第2子以降 11,030円/月～5,520円/月加算</p> <p>・支給回数 年6回（奇数月）</p>	1,840,910
20		特別児童扶養手当	<p>精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者に支給する。</p> <p>・支給額 1級 56,800円/月 2級 37,830円/月</p>	※県が認定・支給。 長崎市は受付・進達のみ

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
21		ひとり親家庭・寡婦医療対策費	20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童、父母のいない18歳未満（高校在学中は20歳未満）の児童が医療機関で治療を受けた場合並びに寡婦（60歳～70歳未満のひとり暮らしの者）が入院し治療を受けた場合、保険診療費の一部負担金から次の額を差し引いた額を助成する。 ・父、母、子 1医療機関につき1日上限800円、ひと月上限1,600円 ・寡婦 入院1日につき1,200円	185,546
22		白菊寮運営費	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援することを目的とした長崎市立白菊寮について、指定管理者により管理運営を行う。 ・指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 ・指定管理委託料：149,763千円（令和7年度～令和11年度）	30,544
4款1項1目 保健衛生総務費				
23		（予防接種） 事故賠償補償保険料	予防接種実施上の過失等に起因して、被接種者の身体又は生命が害されたことにより、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填する保険に加入する。	858
24		（予防接種） 事故措置費	予防接種による健康被害者に対して、医療費、医療手当及び障害年金を支給する。	11,110
4款1項3目 母子保健対策費				
25		未熟児養育医療費	出生時の体重が2,000g以下又は生活能力が特に薄弱であると医師が判断した未熟児のうち、医師が入院による養育を必要と認めた者に対して必要な医療の給付を行う。	31,717
26		身体障害児育成医療費	確実な治療効果が得られる身体上の障害を有する児童等に対して必要な医療の給付を行い、生活能力の回復を図る。	8,292
27		小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病を抱える児童等に対して必要な医療の給付を行うとともに、対象児童等の自立を支援する。	130,050
28	新規	未熟児養育医療費等管理システム整備費	未熟児養育医療及び身体障害児育成医療を取り扱うシステムについて、地方公共団体情報システムの標準化への対応を行う。	33,720

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
4款1項4目 予防費				
29		乳幼児インフルエンザ予防接種費	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児を対象としたインフルエンザの任意予防接種について、費用の一部を助成する。	38,647
30		予防接種再接種費	予防接種法に基づき実施される定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた方に対し、20歳未満までに再接種した費用を助成する。	330
31		定期予防接種費	<p>伝染のおそれがある疾病の発生又はまん延を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種を行うとともに、県外での接種費用を助成する。</p> <p>【対象疾病】 ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、ヒブ感染症、結核、日本脳炎、麻しん、風しん、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症</p>	807,266
その他				
32		【特別会計】 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦世帯に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付けを行う。	54,255
33		こども基金（歳入）	<p>次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、市民と行政が一体となって、子ども・子育てに関する支援の取組みを推進するため、2億円を原資としてこども基金を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置日 平成20年4月1日 ・増資方法 企業・団体及び篤志家からの寄附及びそれと同額を行政が基金に積み立てる（マッチング方式） ・R6年度末現在高（決算ベース） 4億3,800万7,556円 ・R7年度活用予定額 60,000千円 <p>※R3～R7年度は、新型コロナウイルス感染症対策の財源不足を補うため、こども部の主な新規・拡大事業に充当する。</p>	-

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
3款2項1目 児童福祉総務費				
1	拡大	こども家庭センター運営費	<p>「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の両機能を一体的に運営し、妊産婦や子育て家庭に寄り添い、状況に応じた必要な支援を行うことで、その家庭の問題が深刻・複雑化することを未然に防ぎ、誰一人見逃さず切れ目のない支援を行う。</p> <p>(母子保健)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の面談など伴走型の相談支援を通して、主に妊産婦及び乳幼児の実情把握、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に対応する。 ・必要に応じてサポートプランの策定、地域の保健、医療、福祉に関する機関と連絡・調整を行い、母子保健と子育て支援の一体的な提供により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 <p>(児童福祉)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の発生予防、早期発見のため、長崎市親子支援ネットワーク地域協議会など関係機関と情報共有・連携し、関係者や市民に対する研修等を実施する。 ・要保護児童等や保護者に対して適切な支援を実施するため、「親子の心の相談」や「LINE・メール相談」等を活用し相談対応を行う。 	34,268
2		子育て応援情報発信費	<p>子育て中の家庭（これから子育てを始める家庭も含めて）が必要としている情報を、子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネットや紙媒体を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種の管理ができるほか、子育て情報等のプッシュ通知や施設検索機能等を備えた子育て応援アプリ「イーカオ＋（プラス）」の運用 ・子育てに関する様々な情報を掲載した「長崎市子育てガイドブック」の作成 ・祖父母世代が子育て世代のサポートや孫育てを行う上で役立つ「孫育てガイドブック」の作成 	924
3		地域親子のふれあい支援費	<p>公民館、ふれあいセンター等において、地域の民生委員児童委員、ボランティアと協力し、未就園児及びその保護者を対象とした「お遊び教室」を開催し親子の交流を図る。また、子育てに関するミニ講座や相談を行うことにより、健やかな子育てができるよう支援する。</p>	8,038
4		伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費（給付金）	<p>全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるために、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伴走型相談支援は「こども家庭センター運営費」において妊婦等包括相談支援として実施。 ・経済的支援は「妊婦のための支援給付」が子ども・子育て支援法に法定事業として位置付けられたが、令和7年3月31日までに出産した方のうち、令和7年度に入ってから出生後の面談を受けた方など、新給付金の対象とならない方を対象に、経過措置として給付を実施する。 	17,950
5	新規	妊婦支援給付事業費（給付金・事務費）	<p>子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されたことから、こども家庭センターにおける妊婦等包括相談支援と組み合わせ、妊婦に対して母子健康手帳交付時の面談時に5万円、出生後の面談時に胎児の数×5万円を給付し、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図る。</p> <p>※令和6年度までは「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業」の「出産・子育て応援給付金」として実施</p>	181,715
6		乳児家庭全戸訪問費	<p>生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、子育てに関する情報提供、育児不安や悩みの相談、養育環境等の把握を行い、子育てへの支援を必要とする家庭を早期に各種の養育支援につなぐことで、乳児の心身の健やかな成長及びその健全な養育環境を確保する。</p>	13,413

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
7		養育支援訪問費	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を保健師等の専門職が行い、児童虐待の防止を図る。	37
8		子育て世帯訪問支援事業費	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	3,184
9	拡大	ファミリー・サポート・センター運営費	地域において、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。	15,671
10		乳児期家事代行サービス事業費	0歳児のこどもを育てるすべての家庭を対象として、1歳の誕生日の前日まで、乳児1人につき6回を上限に家事代行サービスを実施する。	7,454
11	拡大	子育て短期支援費	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において一定期間養育する。 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ） ・夜間養護事業（トワイライトステイ） ・令和7年度からショートステイにおけるこどもからの希望入所及びトワイライトステイにおける休日預かりを実施及び実施施設を1か所追加。	3,499
12		子ども・子育て支援連携体制促進事業費	利用者支援専門員が中心となり、身近な場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業を地域のなかで利用できるよう、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等とのネットワークづくりを推進し、地域の実態に沿った連携体制を構築する。	3,420
3款2項2目 児童措置費				
13		助産施設入所費	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。 (実施施設：長崎みなとメディカルセンター)	7,398
3款2項3目 ひとり親家庭福祉費				
14		ひとり親家庭等日常生活支援費	ひとり親家庭の父母等が、教育訓練を受けるなど自立促進に必要な事由や疾病などの社会的事由などにより、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な状況にある世帯、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活支援・子育て支援を行うことで生活の安定を図る。	1,480
15		広域入所費	配偶者のいない女子又はそれに準ずる事情のある女子が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援するが、DV被害者等で市内の施設では安全が確保できないと判断した場合、市外の母子生活支援施設に入所させ、その経費を支弁する。	16,452

【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
4款1項3目 母子保健対策費				
16	拡大	妊産婦健康診査費	妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と「産後うつ」の予防などのための産後の健診（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、多胎妊婦については5回を限度とした健診の助成を追加し、低所得妊婦については初回の産科受診費用を助成する。	212,165
17		乳幼児健康診査費	生後4か月児に公的機関で乳児健康診査を実施するほか、7か月、10か月児は委託医療機関において公費による健康診査を実施する。必要により精密健康診査費を助成して乳児の健康の保持増進に努める。また、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。	24,880
18		一歳六か月児健康診査費	1歳6か月から2歳までの間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査やフッ化物塗布など歯科保健の向上を図る。	5,971
19		三歳児健康診査費	3歳から4歳の間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査を実施し、歯科保健の向上を図る。	7,197
20	新規	五歳児健康診査費	幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、保護者の気づきを促しながら就学に向けて子どもの特性に寄り添った支援につなげるとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。	31,297
21		母子保健訪問指導費	新生児、妊産婦及び未熟児などを対象に、家庭訪問により適切な助言指導を行い、産後うつの早期発見や児童虐待防止を図る。	893
22	拡大	産後ケア事業費	産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、産科医療機関等において、ショートステイ（宿泊）・デイケア（通所）・アウトリーチ（訪問）による心身のケアや育児支援を行う。	23,377
23		乳幼児栄養調査費	全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握するために、長崎県から委託されて長崎市が乳幼児栄養調査を実施する。	184
4款1項4目 予防費				
24	拡大	親子歯科口腔保健費	妊娠・出産及び乳幼児期における親子の口腔疾患を予防するため、保健指導及び歯科医院への受診支援を実施することで、子育て家庭の正しい歯科保健行動の確立を図る。	11,392

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
3款1項1目 社会福祉総務費				
1		産休・病休代替職員費補助金	児童福祉施設等に勤務する職員が出産又は病休を取得するにあたり、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に任用する経費を助成する。	3,012
3款2項1目 児童福祉総務費				
2	拡大	病児・病後児保育費	<p>病気又はその回復期にある児童で集団及び家庭での保育ができない場合に、その児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p>【実施施設】 8施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくだこどもクリニック「あひるっこルーム」 ・中山小児科クリニック「にこにこルーム」 ・社会福祉法人 正道会「あおむし」 ・りゅうキッズクリニック「クローバー」 ・森の風保育園（新） ・幼保連携型認定こども園 さくら幼稚園・さくらんぼ保育園（新） ・幼保連携型認定こども園 愛宕ピノキオこども園（新） ・認定こども園 キンダーフィールド（新） 	127,298
3		認可外保育施設等利用給付費	認可外保育施設等の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、利用料の給付を行う。また、給付にかかる請求書等の整理・データ入力等の事務を民間事業者へ委託し、事務の効率化を図る。	103,372
4		認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費	認可外保育施設を利用している第2子以降の保育料（月額29,000円を上限）を無償化するために、対象児童の保護者に償還払いで給付する。	12,443
5		低所得世帯副食費給付費	<p>新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者等に対し、新制度に移行した施設と同様に副食費の支援を行う。</p> <p>【対象施設】 2施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助実績平均額 1人あたり2,300円/月 	1,104

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
6		民間保育所等事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業【国費対象】：74,405千円 ・障害児保育対策事業：20,468千円 ・発達促進保育特別対策事業：105,968千円 ・一般型一時預かり費事業費補助金【国費対象】：89,737千円 ・幼稚園型Ⅰ一時預かり（旧幼稚園在園児対象型）：124,222千円 ・幼稚園型Ⅱ一時預かり（旧幼稚園2歳児対象型）：6,237千円 	421,037
7		認可外保育施設健康診断実施費補助金	認可外保育施設に従事する職員及び利用児童に対して健康診断を実施するための費用を補助する。	441
8		民間保育所等副食費支援補助金	原油価格・物価高騰の影響による食材費の上昇分の補助を行う。	71,278
9		保育士等サポート事業費補助金	保育補助者や保育の周辺業務を行う人員を配置することにより、保育士等の持ち帰り仕事の削減や休憩時間を確保し、保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を図るため、保育補助者又は保育支援者を雇用する場合に必要な経費を補助する。	238,124
10		保育士等処遇改善推進事業費補助金	県の新たな補助制度を活用し、保育士等の給与面での処遇改善や、研修を機とした職場環境の改善に取り組み、保育士等が「働きがい」や「働きやすさ」を実感することで、保育士等の離職防止を図る。	56,000
11	新規	民間保育所等こども誰でも通園事業費補助金	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、事業者に対し必要な経費を助成する。	22,400
12		民間保育所等運営費補助金	民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため、民間保育所及び認定こども園（保育所型、幼保連携型）に対し助成する。	192,029
13		医療的ケア児保育支援費補助金	保育所等において、痰吸引や胃ろうなどの医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う施設を指定し、医療的ケア児に対応する看護師の人員費相当額を助成することで医療的ケア児の受入れの安定化を図り、保育の充実を図る。 【対象施設】 3施設	15,510

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
14		長崎市保育会研修費等補助金	長崎市保育会が実施する保育士等の研修事業活動費を助成する。	3,280
15	新規	民間保育所等支援内容記録カメラ等設置費補助金	保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や保育状況等の説明要望等に応えるカメラ等の設置に係る経費の一部を助成する。 【対象施設】 50施設	7,500
16	拡大	【6月補正】 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所等	入所児童の保育環境の向上を図るため、民間認定こども園の老朽施設の整備に伴う経費を助成しているが、事業に係る国の補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額する。 【対象施設】 1施設 ・(仮称)仁田佐古こども園(創設)	319,659
17	新規	【単独】新保育施設建設用地整備事業費 旧仁田佐古小学校跡地通路	令和3年度に実施した設計業務の結果を基に歩行者通路整備工事を実施する。また、園バス、保護者の送迎車両用の取付道路の改良工事を実施する。 【内容】 擁壁、排水構造物、転落防止柵、階段の設置 コンクリートブロック設置、アスファルト舗装、転落防止柵	48,500
3款2項2目 児童措置費				
18		民間保育所等施設型給付費	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所 (60施設、延 53,327人/年、6,756,236千円) ・認定こども園 (61施設、延 79,958人/年、9,035,030千円) ・幼稚園 (9施設、延 4,568人/年、484,679千円) 	16,275,945
19		地域型保育給付費	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 (1施設、延108人/年) 	26,675
3款2項4目 市立保育所等施設費				
20		市立保育所費運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所運営費 (5施設、定員550人) 	304,382
21	新規	民間移譲円滑化負担金	市立保育所の民間移譲にあつては移譲前の3か月程度を目安に、段階的に移譲法人先の職員が市立保育所の運営に携わり、事務の引き継ぎを行うが、引き継ぎ期間については、移譲先法人への子ども・子育て支援法に規定する施設型給付の支給がないことから、移譲先法人に対し、人件費相当額の一部を負担する。	2,525

【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
22		市立認定こども園費運営費	・市立認定こども園運営費 (1施設、定員117人)	49,362
10款1項4目 私立学校振興費				
23		私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園の経営健全化を高めるため、市内の私立幼稚園等に対し、運営費等を補助する。	25,053
24		長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金	長崎市私立幼稚園協会の研修事業を奨励し、教職員の資質向上を図るため、同協会が行っている各種の教職員研修に対し、その一部を補助する。	2,041
10款5項1目 幼稚園管理費				
25		高島幼稚園運営費	・高島幼稚園運営費等 (1施設、定員40人)	4,876
10款5項2目 教育振興費				
26		私立幼稚園預かり保育促進費補助金	家族の介護や就労のために児童を保育できない保護者が、市内の私立幼稚園等が実施している預かり保育を利用した場合、保護者に対して負担している預かり保育料の一部を補助する。	1,341
その他				
27		保育料(歳入)	長崎市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)の審議を経て、国の徴収基準額を基本に8階層に区分している。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。なお、令和6年度から、2人以上入所している場合の第2子以降については無料としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所保育料(現年度) 404,929千円 ※無償化に伴う歳入減 143,265千円 ・市立保育所保育料(現年度) 19,464千円 ・市立認定こども園保育料(現年度) 5,371千円 計 429,764千円	429,764

【こどもみらい課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
3款2項1目 児童福祉総務費				
1		青少年問題協議会費	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して総合的に審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図る。	263
2		補導活動費	青少年の非行防止及び健全育成のために、関係機関と連携を図りながら、補導業務・相談業務・環境浄化業務などを推進する。	15,362
3		子どもを守る取組推進費	子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等の防止に関する広報、啓発、相談体制を整備するとともに、各種機関との連携を図る連絡協議会や専門的かつ客観的見地からの調査等を行う専門委員会を設置するなど、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。	3,424
4	拡大	放課後児童健全育成費	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。 ・児童クラブへの補助金の交付[対象数:183支援の単位] (運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等補助、利用料減免費) ・児童クラブ支援員の研修等	1,895,614
5		放課後子ども教室推進費	長崎市内の小中学校区において、放課後又は、週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を設けることを目的として放課後子ども教室を実施する。 ・放課後子ども教室への運営委託 ・放課後子ども教室開設セミナーの開催 ・放課後対策推進審議会の開催	13,059
6	新規	【6月補正】 【補助】児童福祉等施設整備事業費 補助金 放課後児童クラブ	学校改築に伴い、既存の放課後児童クラブ施設を改築する必要があるため、施設整備に係る経費を補助する。 [補助対象:施設整備を行う法人] [対象施設:1クラブ]	79,701
10款6項5目 青少年育成費				
7		子どもを守るネットワーク推進費	子どもたちが安全にかつ安心して過ごすことができる住みよいまちをつくるために、各小中学校区で子どもを守るネットワークを組織し、地域の力を結集して、パトロールなど子どもたちの安全確保のための活動を支援する。 [対象 66団体]	4,675
8		子ども会等育成推進費	長崎市子ども会育成連合会と長崎市青少年育成連絡協議会と連携して、こどもの活動の充実を図る。 ・広島・長崎子ども会親善交歓会の実施 ・子ども会交流推進事業(子どもゆめフェスティバル)の実施 ・青少年育成協議会活動事例発表会の開催 等	3,121

【こどもみらい課】

No	新規 ・ 拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
9		青少年健全育成活動費補助金	青少年の健全な育成を図るために、地域の青少年育成協議会が行う健全育成活動や、非行・事故を防止する活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。 [対象 54団体] ・運営費補助 ・事業費補助	12,150